

園 則（運営規定）

学校法人藤岡学園

飯野ひかり幼稚園

飯野ひかり幼稚園 園則 (運営規程)

(施設の目的)

第1 条

学校法人藤岡学園飯野ひかり幼稚園（以下、「本園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18 年法律第77 号。以下「認定こども園法という。」）及び子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65 号）その他関係法令並びに関係条例を遵守して運営し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(施設の運営方針)

第2 条

幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、その提供に当たっては、幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めるものとする。

2

教諭は、園児の信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境に関わりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。

(施設の名称等)

第3 条

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人藤岡学園 飯野ひかり幼稚園
- (2) 所在地 豊田市藤岡飯野町池下1070-3

(提供する特定教育・保育の内容)

第4 条

当園は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法（平成18年法律第77 項）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下【支援法】と言う。）、その他関係法令等遵守し、幼稚園教育要領（平成20年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）、保育所保育指針（平成20年告示）にそって乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

- (1) 教育・保育の提供
- (2) 給食の提供

- (3) その他教育・保育にかかる行事等
- (4) 預かり保育事業
- (5) 子育て支援事業

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5 条

本園に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 園長1 名（常勤職員）
園長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 主幹保育教諭1 名（常勤職員）
主幹保育教諭は、上司を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の教育を行う。
- (3) 教諭 園児に対して必要な人数（常勤職員または非常勤職員）
保育教諭は、園児の教育及び保育を行う。
- (4) 事務職員1 名（常勤職員または非常勤職員）
事務職員は、事務に従事する。
- (5) その他、必要に応じて職員を配置することができる。

（教育及び保育を提供する日）

第6 条

教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 夏 季 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬 季 12月25日から1月7日まで
- (5) 学期末 3月21日から3月31日まで
- (6) 毎月の土曜日
- (7) その他園長が必要と認めた日

（教育及び保育を提供する時間）

第7 条

教育を提供する時間は、10時00 分から15時00 分とする。

2

保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、8時00分から18 時00分まで（教育時間を除く）の

範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

（保育料）

第8 条

本園においては、豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26 年豊田市条例第45 号。以下「条例」という。）第13 条第1 項の規定により、園児の居住する市区町村が定める額の保育料を保護者から徴収し、当該市区町村から施設型給付費等を法定代理受領する。

2

本園においては、条例13 条第3 項の規定により、本年の教育・保育の質の向上を図るため、次のとおり特定保育料を徴収する。

- (1) スイミングスクール代（4・5 歳児） 月額2,300 円
- (2) 設備費 月額3,000 円（3～5 歳児） （園舎等の環境維持のため）
- (3) 教育補助費 月額1,000 円（3～5 歳児） （教職員の保育の質の向上のため）

3

本園においては、条例13 条第4 項の規定により、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 給食費（3～5 歳児） **市内の園児は無料、市外の園児は 1 食あたり210 円**
- (2) 通園送迎費（3～5 歳児） 月額2,800 円
- (3) 絵本代（3～5 歳児） 390円～450 円
- (4) 通信費（3～5 歳児） 各家庭月額300円
- (5) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められる園長が定める金額

4

前2 項の費用については、使途及び額等をあらかじめ書面により保護者に説明し、文章にて同意を得るものとする。ただし、第3 項の実費の徴収に係る同意は、文書によることを要しない。

5

条例13 条第5 項の規定により、保護者から第1 項から第3 項までの費用の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を交付することとされているが、本園においては、保護者の指定した口座からの引き落としによる通帳の記載をもって、領収証に代えるものとする。ただし、保護者から領収証の発行を求められた場合は、当該費用に係る領収証を保護者に交付する。

（認可定員 利用定員）

第9 条

- (1) 修業年限 1 年・2 年・3 年・4 年未満

(2) 認可定員 170人

(3) 利用定員

1号認定子ども 55人

(4) 入園資格 満3才から小学校就学の始期に達するまでの幼児

本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

(1) 法第19条第1項第1号の子ども 55人

（教育の利用開始、終了に関する事項1）

第10条

教育・保育給付認定を受けた保護者で、現に監護している幼児について教育の利用をしようとするものは、必要な添付書類とともに、入学願書を所定の期日までに園長に提出するものとする。

2

教育の利用の申し込みがあった幼児の数が前条1号に掲げる定員を超える場合にあっては、兄弟、ご紹介者の方から優先的に入園。併願でのお申込みはご遠慮ください。

3

園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる教育保育の提供を終了することとする。

(1) 園児の保護者が利用の基準に該当しなくなったとき。

(2) 本園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

（教育の利用開始、終了に関する事項2）

第11条

教育・保育給付認定を受けた保護者で、現に監護している幼児について教育の利用をしようとするものは、教育・保育給付認定申請書を豊田市役所子ども部保育課に提出するものとする。

2

保育の利用の申し込みがあった幼児の数が施設の定員を超える場合にあっては、豊田市が定める基準により調整を行うものとする。

3

園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる保育の提供を終了することとする。

(1) 園児が小学校へ就学したとき。

(2) 本園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

(利用の申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12 条

本園は、教育・保育給付認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由が無ければ、これを拒まないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第13 条

本園は、法第42 条第1 項の規定により、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力するものとする。

(緊急時等の対応方法)

第14 条

本園の職員は、現に教育及び保育の提供を行なっているときに園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第15 条

本園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2

本園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1 回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3

本園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

(防犯及び事故防止)

第16 条

本園は、園児の安全を確保するため、防犯および事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第17 条

本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（秘密保持に関する事項）

第18 条

本園の園長及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らさない。また、本園は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じる。

（子育て支援に対する事項）

第19 条

当園は地域の子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- （1）未就園児親子支援事業
- （2）子育て相談事業
- （3）特別支援の必要と思われる親子支援

（苦情解決）

第20条

本園は、その提供した教育及び保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

教育に関する相談、苦情等については、下記窓口にて対応する。苦情等については、誠意をもって早急に問題を解決するよう努めるとともに、教育の質の向上に努める。

・ 苦情解決責任者 寺澤延久、苦情解決担当者 川嶋輝昭

第三者委員

大村 斎人 電話番号 0565-76-2504

飯野小学校校長

（記録の整備）

第21条

本園は、園児に対する教育及び保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- （1）教育及び保育の提供に当たっての計画
- （2）提供した教育及び保育にかかる必要な事項の提供の記録

- (3) 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26 年内閣府令第39 号）」第19 条に規定する市町村への通知にかかる記録
- (4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

第22条

本園は、その事業の運営に当たっては、豊田市暴力団排除条例（平成23 年条例第30 号）第5 条第2 項に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

附則

附 則 この園則は、平成8年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、平成8年11月1日から実施する。

ただし、第15条の規定については平成9年4月1日から適用する。なお、第16条の規定については平成9年度入園児から適用する。

附 則 この園則は、平成10年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、平成11年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、平成14年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、令和 2年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、令和 3年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、令和 4年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、令和 4年11月4日から実施する。

附 則 この園則は、令和 5年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、令和 6年4月1日から実施する。

附 則 この園則は、令和 7年4月1日から実施する。